

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年6月25日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室
- 3 事 件  
議案第63号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）  
議案第64号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）  
議案第65号 三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  
所管事務調査 新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 出席委員 鈴木深由希，黒木靖治，宍戸 稔，弓掛 元，藤井憲一郎，新田真一，  
徳岡真紀，増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【市民部】 矢野市民部長，児玉市民課長，山本課税課長，村上市民窓口係長，熊谷市民税係長，  
貞末資産税係長  
【教育委員会】 甲斐教育次長，松原教育委員会事務局付課長，河野教育委員会事務局付課長，  
古矢文化と学びの課長，村上文化学習係長  
【福祉保健部】 牧原福祉保健部長，富野井健康推進課長，塚本健康企画係長，坂井健康推進係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。

この際、御報告いたします。本日の委員会に、徳岡委員から遅参する旨、連絡がありましたので、御報告いたします。

定数に達しておりますので、委員会は成立しております。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会令和3年6月定例会のフォルダにございます審査順及び次第のとおり行いたいと思います。初めに、3件の議案審査を行い、その後、新型コロナウイルス感染症対策について、所管事務調査を行う予定です。

以上の日程で進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ないようですので、この日程で進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと思います。

次に、説明員の皆様は、ケーブルテレビ中継のため、着席のままで説明、答弁をお願いいたします。皆様、円滑な進行に御協力をよろしく願いいたします。

なお、暑いと思われる方は、適宜上着をお取りください。

それでは、審査に入ります。

議案第68号、三次市税条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は着席のままお願いいたします。

では、矢野市民部長、よろしくをお願いいたします。

○矢野市民部長 おはようございます。市民部に係る議案の説明をさせていただきます。議案第63号、三次市税条例の一部を改正する条例（案）の説明をさせていただきます。

最初に、本条例改正案の要旨を説明いたします。

本条例改正案は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三次市税条例の一部を改正するものです。第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条第1項、附則第6条は個人の市民税に係る改正で、附則第10条の2第24項、附則第10条の2第26項は固定資産税に係る改正になります。

続いて、改正内容について御説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条第1項は、上位法である所得税法の令和2年度の改正により、日本国外に居住する扶養控除の対象とする親族から、一定要件に該当しない年齢30歳以上70歳未満の者を除外することが規定されたことを受けて、地方税法等の一部改正が行われ、それを受け、市税条例の個人の市民税について、非課税の範囲、公的年金等受給者の扶養親族申告書、所得割の非課税の範囲の改正を行っています。新旧対照表では、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るというような文言になっておりますが、内容としては、個人の住民税の均等割及び所得割非課税の判定における基準額の算定基礎となる扶養親族のうち、国外居住扶養親族から、一定要件に該当しない年齢30歳以上70歳未満の者を対象除外とすることを規定したものです。施行期日は令和6年1月1日です。

附則第6条は、令和4年度までとされていたセルフメディケーション税制が5年間延長されたことに伴い、平成30年度から令和4年度を、平成30年度から令和9年度とするものです。施行期日は令和4年1月1日です。

続きまして、附則第10条の2第24項は、法律上の認定を受けた事業者が設置した雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税の課税標準の特例を追加するものです。同項は、令和3年3月31日付の専決処分で、地方税法附則第15条、わがまち特例といいますけれども、それにおいて、法律上の時限措置が失効したことに伴い、課税標準の特例が削除されましたが、今回の地方税法の改正を受けて、改めて施行期日を、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日として整理するものです。なお、この法律につきましては、令和3年5月10日が公布、関連条項の施行日につきましては、公布から6か月以内とされているものです。なお、三次市では、この件につきましては、今まで適用例はありません。

続いて、附則第10条の2第26項も、前項と同じく令和3年3月31日付の専決処分で、生産性向上特別措置法の失効に伴い削除されましたが、新たに産業競争力強化法での規定に基づき、今回の改正で、中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物に対して課する固定資産税の課税標準の特例を追加するものと、項ずれの整理をするもので

す。施行期日は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の附則第1条第2号施行日、またはこの条例の公布日のいずれか遅い日となります。なお、先ほどの法律につきましては、令和3年6月16日公布、施行日も同日、令和3年6月16日となっております。三次市においては、令和3年度賦課分で19件の適用例があり、今回の改正により引き続き適用を受けられることとなります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただき、何とぞ御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 冒頭、議案68号と申し上げました。議案63号の誤りです。訂正させていただきます。

では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 今回の条例改正により、税金においてはどのぐらいの影響があるのかというのを1点目。

2点目として、最後、附則第10条の2については件数の御説明がありましたが、そのほかにはなかったもので、特に令和6年1月1日施行分の24条の2、36条の3の3あたりの件数の見込みというのはどのくらいあるのかお伺いします。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 今回の改正、まずは、国外に居住する30歳以上70歳未満の方を非課税限度額の算定から除外するということですが、一定の要件に該当しないということで、まずは、留学を原因とする国外へ転居されている方、障害者の方、生活費または教育費として年間38万円以上の支援を受けている方は例外となるということが所得税のほうでも適用されまして、住民税のほうでも同じくそういったこととなります。

この改正の内容に伴う形で、被扶養者の住所や、例外に該当する方の把握につきましては、現状においては行っておりません。ということで、この改正により、実際に影響を受ける市民の数というのは、現在のところ不明でございます。それはなぜか申し上げましたら、今の現行制度上、扶養につきましては、30歳以上70歳未満の方は一般扶養として、うちのほうでも統計的にも数字は出るんですけども、この一般扶養というのが、23歳以上69歳以下ということに該当しておりまして、この扶養の範囲の中に入っておられると思うんですけども、その中で、この年齢に限定してデータの管理ができておりません。そういったところの、申告上でも30歳の方とかいうところがありませんので、一般扶養の中に入っているということになります。住居地につきましても、今の申告書とか給与支払い報告書の中では、記入をすることとなっておりますけれど、必ずしも記入してないこともあり、これにつきましても、データの管理ができておりません。もし住所地等、年齢別の、そういったものを調べようとしたら、申告書の内容を改めて1件ずつ全部はぐって見て、その内容を確認するという、そういった作業でないと、今のところはできない状況にあります。

ただ、令和3年度の住民税の課税上で、扶養の人数を集計しておりますので、参考にそちらのほうを申し上げます。まず、16歳未満の年少扶養につきましては6,281人、今回の対象となる一般扶養、これは年齢が16歳以上19歳未満の方、また、23歳以上69歳以下の方、この範囲の方については

2,920人おられます。この中に今回の該当の方がいるんだろうとは思いますが、なかなか把握はできておりません。あと、特定扶養としまして、19歳以上23歳未満の方が1,201人、70歳以上の老人扶養の方は2,446人。扶養については、こういった数値のほうを求めておりますけれども、詳細については把握ができておりませんので、申し訳ございません。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 恐らく30歳から70歳の国外居住者ということなので、該当は少ないと思います。もしいらっしゃった場合、住民税のことは分かるんですが、保育料の算定とか、そのほかにもこれは影響が及ぶんでしょうか。もし分かれば、ちょっとお伺いします。

それと、もう一点、10条の2の24なんですけど、雨水貯留浸透施設というのは、三次市でも畠敷・願万地の内水対策で、こういう施設を造ったらいいのではないかという話もありますが、この辺りの施設というのは対象になるのかお伺いします。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 まず、保育料についての影響をお尋ねいただきました。保育料の算定つきましても、所得税、住民税等の判定により、変わってこようと思っておりますけれども、今現在で、そういった判定の中で、また、保育料等の制度についての変更も必要であろうかと思っております。まだ担当課とも、申し訳ありません、そのところまで、うちのほうで確認ができておりませんので、今のところは明言を避けさせていただきますけれども、所得税、住民税によって判定がされるということはお答えしておきます。

○鈴木委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 附則第10条の2第24項についての御質問ですが、今の雨水貯留浸透施設についてなんですけど、三次市の地域が、特定都市河川浸水の流域として、現在まだ指定されておられませんので、河川流域として、例えば江の川、あるいは馬洗川が指定されれば、それに応じて、雨水貯留浸透施設がこういう特例の対象となろうかと考えております。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 雨水貯留浸透施設について、内水対策で、民間事業者にも、特定の事業者には造っていただきたい旨はお願いしているわけなので、この辺り、まだ指定されていないということなんですけど、その辺の研究のほう、引き続いて前向きに考えていただきたいと思っております。

以上であります。

○鈴木委員長 要望ですね。ほかにありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 結構難しい言葉で先ほどから説明されたんですけども、国の地方税法が変わることによって、三次市の市税の条例を改正するんだということなんですけど、今の第24条にしても、36条にしても、改正をされる背景ですよね。なぜ16歳未満が対象で、30歳から70歳未満は除外するというようなところになった背景、それはなぜそういうことで国が示してきたのかと。さらには、附則の第6条のセルフメディケーション税制、医療費控除の関係の特例の税制がなぜ延長になるのかというところの改正をする背景、それをもうちょっと分かりやすく説明してもらえればいいんじゃない

かなと思うんですが、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 まず1点目の、今回なぜ30歳以上70歳未満という、そういった除外があったのかということでございます。こちらにつきましては、現行の所得税法では、控除対象扶養親族を、国内外問わず、扶養親族のうち、年齢16歳以上の者と定義しておりましたが、国外居住親族の場合、適用要件を満たしているかを確認できないまま扶養控除が適用されている実態がありました。今まで、従来、そういったことが問題視をされていたということで、年齢要件の見直しが今回されたものです。

その問題点は、国外居住親族の所得要件が、国内の源泉所得のみで判断をされておったということ、一定の水準を超える国外の、そちらの外国での国外源泉所得を有する人も、その把握をできていなかったために、所得がかなりある方であっても、基本的には国内の所得要件だけで扶養控除等の対象になっていた、それがずっと長年問題視をされていたというふうに所得税のほうでなっております。そのため、今回、2年度の税制改正のほうで、国外居住親族に係る扶養親族については除外をされたんですけど、今の一定の要件に該当しない場合はということで、先ほども申し上げましたけれども、留学により国内に住所を有しなくなった、そういったことの証明のある方、障害者の方、納税者の方から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを、仕送りを38万円以上受けている方、そういったことが適正な資料により確認ができる方は除外はしないよというふうになっております。

住民税においても、そういったことを適用することになったのは、住民税でもこういった方について、該当者を独自で調査するということになると、地方のほうにかなりの事務負担を負わせるということになるので、それについても同様に、所得税と併せて、判定のほうへ使うというふうに決められたというふうになっております。

セルフメディケーションについては、はっきりした要因について、申し訳ありません、ここへ、手元に持ってきてはいないんですけれども、もともと医療費控除が10万円以上、所得の5%で10万円以上、そこに満たない方は5%以内といった、そういった中で、独自に医療にかからずに、御自分で特定健診を受けられたり、予防接種、健康診断、そういったものを受けて、しっかり健康の増進というか、自分の健康に気をつけておられる方に対しまして、やっぱりある程度のインセンティブ的な意味合いで始まったんだろうと思っておりますけれども、そういったことで、指定された特定の薬品を買われた場合に、総額1万2,000円を支払われている場合、上限が8万8,000円ということですが、そういったことで、そういう取組をされている方をやっぱり伸ばして、もっと増やしていこうという意味合いもあったのかなと思っております。背景として、コロナの影響もあって、延ばされたこともあったかもしれませんが、ちょっと資料を持ってこずに来まして、大変申し訳ありません。ただ、インセンティブで、しっかり皆さんに健康意識を持って取り組んで、病院にかかってない方も、しっかりそういったことの控除を受けていただくという思いがあるかと思えます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第63号の審査を終わります。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

次に、議案第64号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 議案第64号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)の説明をいたします。

最初に、本条例改正案の要旨を説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和3年5月19日に公布されたことにより、同日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、長い名前ですけれども、いわゆるマイナンバー法といいます。この一部が改正をされ、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード、マイナンバーカードを発行するものとして明確化されました。これにより、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については、同機構が市町村に委託することができると規定をされました。今後は、機構からの委託に基づき、市町村において徴収することになるため、関係条例である三次市手数料徴収条例を改正しようとするものです。施行期日は令和3年9月1日です。

続いて、改正内容について説明いたします。

新旧対照表を御覧ください。手数料徴収条例第2条第49号に規定する個人番号カードの再交付手数料1件につき800円についての規定を削除するものです。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第64号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 それでは次に、議案第65号、三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明を願います。

甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 おはようございます。それでは、議案第65号、三次市奥田元宋・小由女美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について、御説明を申し上げます。

本案の改正は2点ございます。まず1点目ですが、設置及び管理条例の第6条にあります「美術館の休館日は、毎月第2水曜日とする」を改めて「美術館の休館日は、水曜日とする」とし、毎週

水曜日を美術館の休館日にしようとするものであります。

その理由は、施設の老朽化に伴う修繕、メンテナンス箇所の増加及び多様な企画展に円滑に対応することと、働き方改革の観点からであります。美術館は平成18年4月に開館し、今年で15年が経過します。近年、照明や空調などに不調が生じ、その修繕やメンテナンスは大がかりなものとなります。工事内容によっては、月に1回の休館日では対応し切れず、臨時休館での対応が必要となることもあり、今後も美術館の修繕やメンテナンスのための臨時休館が必要なことが予想されます。

また、企画展を実施する際、来館者の安全を最優先するため、開館日に準備することが困難で、臨時休館をして準備することが必要なこともあります。毎週水曜日を休館日にすることで、これらの作業をできるだけ水曜日に集中的に行い、臨時的な休館日を最低限にしようとするものであります。

また、働き方改革の観点ですが、休館日の試行中、職員の働き方においても改善を図ることができ、有給休暇の取得日数も増加をしております。

今回、本案を提案させていただくに当たり、毎週水曜日の休館の実施について、令和2年2月から1年間、入館者数、ショップ売上げについて、その影響の調査等のため、試行的に実施をしてみました。新型コロナウイルス感染拡大防止措置のために、令和2年4月11日から40日間休館したこともありまして、入館者数とショップ売上げについては、単純に毎週水曜日を休館日としたことと比較検討できませんでした。全体の入館者数では前年比で83.6%と、多少減少しましたけれども、冬季の企画展では多くの入館者がありましたので、休館日を増やしても、企画展の内容によれば、多くの入館者を集客することができるものと分析をしております。ショップ収入に関しても、来館者と同じ考え方ができるものと考えております。

次に2点目ですが、第10条第3項に関する別表中、「ペアチケットは、男女のペアを対象とする」を削除し、男女のペアチケットを廃止しようとするものであります。その主な理由は、条例では入館料の上限のみを定め、コロナ禍の中で指定管理者が集客のためのあらゆる施策、例えば他の施設との周遊割引料金、あるいは売店、レストランなど施設内利用クーポンとのセット料金など、様々な方法を弾力的に実施しようとするためのものであります。

また、美術館の窓口においても、男女限定でない割引を望む声もあるということも踏まえ、今回、入館料の上限のみを記載することで、市と協議しながら、来館者に喜ばれ、集客により効果的な割引制度等を検討ができる条例の内容とし、サービス向上につなげていきたいというふうに考えております。以上のことを総合的に考慮いたしまして、今回の条例改正案を提出させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 第1項中の毎月水曜日の休みを、全部の水曜日休むという御提案だと思うんですけども、月に直せば、開館日が大体3日から4日減ることになると思うんですが、それに関し

て、例えば人件費が減額できるのか、人員を減らせるのか、予定をお聞かせいただきたいのと、また、人件費を減額する努力をされるのかということをお聞かせください。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 今回、休館日を増やすと、毎週水曜日を休みにして、休館日が増えますけれども、これは、人件費を減らすとか、そういった必要な経費を削減するということは目的としておりません。休みにすることで、その分、職員の人数が減少するということはありませんので、人件費の削減というところには行きませんが、一番の目的は、施設の修繕及びメンテナンスに十分な時間が今まで取れなかったものを、十分な時間を取って修繕を行う、今後ちょっとそういうことが増えると思うので、十分な時間をかけて修繕をするということと、もう一つには、働き方改革というところを目的としての改正案でございます。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 イメージとしたら、水曜日が定休日になりますから、皆さんが休まれるのかなと思っていたんですけども、メンテナンスに割かれるということなんですけれども、要は、水曜日はもうずっと皆さんが働きに来られて、メンテナンスをされて、今まで外部に委託されたようなことまで皆さんがされると、経費を削減する、目的は違うんでしょうけれども、実際、3日、4日休むわけですから、そこらのところは全く考えてないということでもいかんのかなと思うんですが、御所見のほうをお願いします。

○鈴木委員長 松原事務局付課長。

○松原教育委員会事務局付課長 ただいま委員御指摘の人件費の話なんですけれども、毎週水曜日、全職員が出て、その対応に当たるというのではなく、水曜日に、例えば当番の者のみが出て、修繕等の対応には当たっております。先ほど次長が申しました、働き方改革につながるということが大きな眼目になるうとは思いますが、ただ、部分的にお願いをしている受付のスタッフの方ですとかショップのスタッフの方、そういった方々の人件費に係る部分については削減ができると考えております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

新田委員。

○新田委員 ペアチケットをなくしていく、廃止するんですか。「ペアチケットは、男女のペアを対象とする」という文言があって、これも削除する理由の中に、ただいまの説明では、いろんなサービスを展開していくのに、柔軟にできるようにというのがありましたが、ペアチケットがその足かせになる何かがあったんですかというのが1。

もう一つの理由として、男女のペアを対象とするということについて、これはいかがかという声があったということですね。私は、こっちのほうが主だろうとは思いますが、いわゆるペアとかパートナーとかという考え方の中に、今、LGBTの問題がある中で、ペアを男と女というふうに限定するのは、いや、男と男でもペアはあるし、女と女でもペア、同性婚といったようなことも今論議されている中で、それを、「男女じゃないといけんですか」というのを受けて、「分かりました、すぐ取りましょう」ではなくて、「いや、あらゆるペアでいいですよ」という発



想で、備考欄3番の「ペアチケットは、男女のペアを対象とする」を、例えば「ペアチケットは、成人全てを対象とする」とかいうふうに変えていくという発想はなかったのでしょうか。

以上、お願いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 男女のペアに限らず、ほかのことも考えていただきたいということは、窓口のほうでお話があったというふうに伺っております。「男女のペアでなければいけないんですか」ということではなくて、ほかのペアでも、ほかの割引を考えてほしいというような声もあったということでございますけども、今の条例でいえば、男女でないといけないということなんですけれども、「男女のペアとする」というところを削除しても、市と指定管理者の協議の中で、協議が調えば、どういったことも、料金内であればできますので、柔軟に対応していきたい。例えば今月はよい夫婦の日があるから、今月は夫婦のペアで割引をしようとか、こどもの日があるから、5月はこういうふうにしようとか、いろんなことが考えられると思うんですね。また、企画展に併せて、今回こういう企画展だから、こういう割引をしていこうというようなことが、柔軟に考えて対応できますので、そのことを一番の目的に、今回、改正をさせていただこうというものであります。

○鈴木委員長 松原事務局付課長。

○松原教育委員会事務局付課長 条例にあることなんですけれども、このサービスのみが条例に記載をされているということで、今後のいろいろな、様々な企画展ごとのサービス内容も全て条例に記載せるのかということにも波及してくる内容かというふうに思っております。様々なサービス内容の足かせというのが、特に足かせというものではないんですけれども、今回、これを削除して、新たに指定管理者のほうで様々な施策を展開していきたいというのが大きな目的でございます。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 指定管理者が集客のために様々な工夫は、それは大いにしっかり考えてもらわなきゃいけないというので、行政が要求して、「これ取ったけえ、やりんさい」という問題ではないだろうというのと思うんです。それはいいんです。私は、むしろ問題は、ペアを男女とするという部分に対しての考え方が、まさに市民側に立つサービス展開の大事なところだと思うんですよ。だから、指摘を受けたから取るじゃなくて、指摘を受けたから全部認めるというほうが、より広く市民サービスを支える発想ではないかと思うんです。あらゆるペアを認めていこうとする、条文にそれが記されているわけですから、その観点に立つときに、三次はまだパートナーシップ制度を導入するか、パートナーシップ宣言を行うとかしてないですよ。昨日の答弁の中にはね。むしろ、サービスを広げてみんな認めるというのではなくて、削除する対応というのは、パートナーシップ宣言もしてないのに、先取りをすることになるというふうなことが壁になっていませんか。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 ペアということなんですけれども、今回、ジェンダーの観点で議論を重ねたということはないんですけれども、今年3月に策定しました三次市男女共同参画基本計画、第4次なんですけれども、この計画において、性の多様性への理解の促進という項目を今回入れております。基本的視点として、近年現在化してきた性的マイノリティーに対する偏見等の解消に向け、教育や学習を

通じて正しい知識を持つことが必要となっており、それに向けた意識啓発に努めますというふうに計画に書いておるんですけども、今回の条例改正案についても、今後取り組んでいく性の多様性理解への対応の1つ、先駆けの対応というふうにも考えております。引き続き、性の多様性については研修や啓発などを行って、進めていきたいと、考えていきたいというふうに思います。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 今の次長の答弁は、性の多様性を認める、LGBT等の観点ではなく論議が始まったと言うとって、理由は、性的少数さんの理解を進めたいというふうには終わったのは、私はよく理解できないんですが。これが新聞報道されたときには、性的少数者に配慮を求めて、今言われた男女共同参画基本法には理解を進めたいというのがあり、さらに総務部長の答弁には、今後、この観点で施策や条例を見直していきたいと説明しとった。条例というのは、市が、1つの法として明確に定めるものですよね。そこに、ペアは男女と限定されていることが問題としてあると指摘を受けたわけで、いや、じゃ、それを取っ払っていいというふうには、先ほど言った、あらゆる観点で見直すならば、夫婦要件であるとか、男女要件が市の条例にはまだいっぱいあるだろうと思う。それに、前提となるのは、やっぱりパートナーシップ制度を基本的に導入していくんだ、あるいはパートナーシップ宣言を行って、あらゆる見直しを含んだというのが先にはないといけんのじゃないかと思う。それがなければ、削除で対応したのでは、後ろ向きではないですかというのが私の意見。なくなったことによって、大きなサービスを展開されることは期待しますが、最後にこれだけ聞かせてください。他の教育委員会が所管する美術館や博物館や、あるいは公共施設の中に、ペアを男女というふうに決めたものがほかにありますか。あるいは、あれば、それはどうしてですか。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 今、資料を持ってないんですけども、ほかに、美術館以外に男女ペアのものを設けたものはありません。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

増田委員。

○増田委員 条例改正の趣旨については分かるんですが、その中で、今後、指定管理者と協議して柔軟に決めていくということだったんですが、今から決めるということなんで、条例改正を出される時点で、男女ペアをいついつやめて、今後どうするのかというあたりをある程度協議で決めておかないといけなかったんじゃないかなと思うんですが、その点の御認識について、どのようなのかお伺いします。

それと、2点目として、試行中であっても、水曜日が1年以上休みだったんですが、これについて、条例に合致しない状態だったんですが、これは、条例上問題がなかったのかお伺いします。

以上、2点お願いします。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 市と指定管理者の間で協議をするというふうに申し上げましたのは、入館料の上限の範囲内でどういった割引をしていくかというのを今後決めていくと、市と指定管理者の間で、

料金の範囲内で決めていくと。繰り返しになりますけど、5月はこどもの日だから、子供に特化した割引をしていこうとか、よい夫婦にちなんでとか、いろんなことがあろうかと思います。それは、そのときそのときの企画展の内容であったり、いろんなことを踏まえて、指定管理者と市との間で料金の範囲内で決めるということでございます。

○鈴木委員長 松原事務局付課長。

○松原教育委員会事務局付課長 毎週水曜日を、これまで試行として、休館させていただいていたんですけれども、奥田元宗・小由女美術館設置及び管理条例の第6条の休館日の規定がございまして、第2項に、指定管理者が必要と認めるとき、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に休館することができるという項目がございまして、それで、あらかじめ教育委員会の承認を得て、試行として休館させていただいていたものでございます。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 休館日については条例に記載があるということで、理解しました。これによって、今後、本格的に水曜日が休みになるんで、先ほど弓掛委員のほうからもお話がありましたが、今後のことでなんですが、指定管理料率等について変更は、影響があるのか。例えば休みになるんで、逆に経費がかかって、増額せんといけんようなことになるとか、そういう心配があるのかお伺いします。

○鈴木委員長 松原事務局付課長。

○松原教育委員会事務局付課長 当面、水曜日が休館になることで指定管理料の増減というのは考えてございません。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

藤井委員。

○藤井委員 奥田元宗・小由女美術館の件についてなんですけれども、先ほど松原課長が申された、設置管理条例に載っとる中に、ペアチケットが載ったから、それを外す、それだけが載っているというふうに言われたんで、設置管理条例の中に、例えば子供料金とか大人料金とか、結構細かいのが載っているんじゃないかなって思いました。

それと、我々、前回、消費税は長いこと取ってなかったからということで、一斉に設置管理条例の金額をばっと見直したのが、あれはいつでしたっけ、ありましたよね。そのときに、我々も奥田元宗・小由女美術館にペアチケットというのが存在しとるということを見とるはずなのに、そういうSDGs、ジェンダー平等の観点が我々にも足らなかったというのは、反省もしなきゃいけないと思うんですけど、それが、指摘があって気づかれたということは、反省しなきゃいけないと思うんですけど、奥田元宗・小由女美術館だけに限りますと、ボリュームはどれぐらいあるんですか。例えばページにして何ページとか、我々には、改正後と改正前と、その部分は見させていただくんですけど、例えば資料としてそれが載っていれば、事前に調べやすいかなというふうなものもあるんですけど、大体どれぐらいのボリュームがあるものなのかなと思ひまして。探しても見つからないのですよ。

○鈴木委員長 甲斐教育次長。

○甲斐教育次長 設置管理条例は、1条から始まりまして17条まであります。別表がついておるとい構成になっておりまして、ボリュームでいえば、10ページぐらい、9ページですね。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 先ほど言われたように、設置管理条例には、金額を定めるものというのは、ペアチケット以外には載ってないという状況ですか。まずそれをお願いします。

○鈴木委員長 松原事務局付課長。

○松原教育委員会事務局付課長 条例の料金なんですけれども、大人の一般の方、団体料金、高校生・大学生の一般の方、団体料金、小学生・中学生、それから未就学児と項目がございまして、それぞれ常設展の料金、企画展の料金とペアチケットが記載してございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で議案第65号の審査を終わります。

教育委員会の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

これより議案第63号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第64号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第65号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

それでは次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき御意見があればお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 議案第65号について、付していただきたいことがあります。ペアチケットの問題は、ジェンダーの問題ということなんですけども、これを外すことによって、いろんな連携、周遊連携とか、いろんな面でいいとは思いますが、要は、経営をほんまにやっていこうというのが見えないんですよね。入場料を増やそう、入館者を増やそう、経費を削減しようという感覚が全く見えなかった。逆に、経営の立場で言えば、今、非常にいろんな企画展なんかもいいのをさせていただいてから、入館者も広島の方からかなり来られとると思うんで、逆に、定休日をなくならすぐらいの意欲が欲しかったなど。それは、もちろん水曜日休まれるのも結構なんですけれども、それに関して、例えば経費を削減しようとか、その辺が全然見えなかった。そこらは、経営感覚はしっかり持っていたいただきたいということは一言付していただきたいなというふうに思います。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今の意見を付すというのは、この条例に特化してその意見を付すというのはいかがなものかなと思うんですよ。ほかの部分で、ちゃんと経営努力してくれということはあるんですけども、水曜日を毎週休むということと、ペアチケットをなくすという、この2点をもって、経営努力をちゃんとせえという意見を本委員会が言うというのはちょっとどうなのかなというふうに私は思う。それは正副委員長で考えてもらえばいいと思うんですけど、私はちょっとそういうふうに思う。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 私は、まさにこの条例改正のペアチケットの削除を、先ほどから申しているとおおり、より幅広い性的少数者に配慮した制度としていくためには、あらゆるペアを認めていくという、より積極的な方法を考えてもらいたい、そういったことを条例に明文化するという方策を探っていただきたいといった意見を付け加えさせていただきたい。さらに、そのためには、市の条例の基となるパートナーシップ制度、あるいは宣言について取り組む必要があるのではないか、そういうふうに思います。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

増田委員。

○増田委員 まず、同じく65号なんですけど、男女ペアの割引を廃止するんですけど、今後のことについて、まだ何も決まっていないということだったんで、市民の皆様に不利益がないように配慮していただきたい旨を入れていただきたいなと思います。

それと併せまして、最初の税条例、63号について、附則第10条の2、24なんですけど、雨水貯留施設に対して固定資産税の特例を追加するんですけど、現在適用できないということなんで、これが適用できるように努力していただきたい旨を付け加えていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 今の雨水の条例の関係、今想定されとるのは、市が設置する雨水貯留施設のこと、個人が造るわけ。個人が造るのがあるか。それは、固定資産税。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 今、資料を持ち合わせないので、はっきり言えないんですが、個人の部分と特定の開発業者の部分には、貯留浸透施設等を設けるということがあったはずなんで、それに対して適用ができる部分があれば、これは正副委員長で、それがふさわしいかどうか御検討いただければと思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、所管事務調査を始めます。

所管事務調査は、福祉保健部に係る新型コロナウイルス感染症対策についてです。ワクチン接種等に係る現状と、これからの取組について調査を行います。正しい情報を市民の皆さんにお伝えするというを目的にお願いしたいと思います。

それでは、福祉保健部の説明を求めます。

なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のままお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、新型コロナウイルス感染対策につきましての御説明をさせていただきます。

資料のほうの右肩に、本日提出させていただきました教育民生常任委員会の資料のほうを御覧いただきたいと思います。まず1番ですけども、新型コロナウイルス感染症の三次市内での発生状況でございます。令和2年度におきましては101人の感染が確認され、多くの感染となりましたけども、令和3年度4月以降につきましては、第4波につきましては15人というふうになっております。ちなみに、北部保健所管内では100人となっております。

また、2番の予防対策等の対応ということで、感染リスクが高まる5つの場面の回避を中心とした啓発、予防啓発チラシ、新聞折り込み配布、啓発のぼり等の設置ということでの啓発のほうを進めてまいりました。

(2)の三次PCRセンターでございます。これにつきましては、県と市のほうで設置ということで、運営自体は県のほうをお願いをしているものでございます。本年度4月1日以降、22日現在まで、5,069件の検査を実施しております。最近は、第4波のほうが少し落ち着いてまいったこと

から、少し受検者数は低くなっているという状況でございます。

続きまして、3番のワクチンの接種状況でございますけれども、この表を御覧いただきたいんですけども、24日現在、23日までのデータになろうかと思っておりますけれども、まず高齢者の方です。対象者は、1万8,939人の方を6月時点で対象者としての見込みを立てております。第1回目の接種を済まれた方が1万1,868人で62.7%となっております。2回目の接種が終わられた方は6,229人で32.9%となっております。高齢者の方の延べ接種回数が約1万8,000件程度、現在進んでいる状況でございます。ちなみに、議会のほうでも一般質問で答弁いたしましたけれども、高齢者の方の予約率は91%という非常に高い予約率のほうを実施し、今、7月末を目途に完了するように、各医療機関のほうで協力を頂いているという状況でございます。

続きまして、緑のところの高齢者施設従事者でございます。高齢者施設につきましては、三次市におきましては、早くから入所施設の従事者等を中心に、市独自で通所施設の事業所に対しても対象といたし、接種希望者をリストアップいたしまして、接種のほうを現在進めております。希望された方が1,738名で、このうち、1回目の接種を終わられた方が1,138名、2回目の接種を終わられた方が613名で、1,700回程度の接種回数になっております。

続きまして、一番下の黄色いところの医療従事者でございます。医療従事者の接種は、市の接種じゃなくて県の事業となりまして、県のほうがしますけれども、医療従事者のほうの対象者、これはやはり希望する方の取りまとめを医師会のほうでされて、2,544名のリストを上げられております。そのうち、1回目の接種を終わられた方が2,529名で99.4%、ほぼ接種のほうは終わっている状況です。2回目のほうが2,348、92.3%ですが、これは、1回目を打った方は自然と、特別な事情がない限りは2回目3週間後に来るということで、同じ率になってまいります。

このように、現在の接種状況について説明をさせていただきました。高齢者及び高齢者施設の従事者については個別接種、もしくは施設に向向いていただいで、そういった施設での接種ということで実施、医療従事者につきましても、消防職員等については中央病院のほうでの接種、また、それぞれの医療機関で接種をしていただいているという状況でございます。

4番でございます。今後、一般接種の接種体制の構築についてということでの説明とさせていただきます。高齢者施設接種実施の各医療機関による個別接種の継続、これは、意向調査をして、どの医療機関もまた協力をしていただけるようになっておりますけれども、新たに集団接種のほうを実施し、接種しやすい体制づくりを構築してまいります。これは、現役世代の方ですので、やっぱり勤務体系であったり、いろいろとそういったことへの配慮が必要ということ、また、若い方は移動、そういった聞き取り等を、高齢者の方はいろいろ慎重な部分がありましたけれども、そういったところが集団接種でも対応できるというふうな判断でございます。

(1)の一般接種の対象者でございますけれども、これは、12歳の誕生日を迎えられた方から64歳以下となっております。12歳というのは、当初は16歳でございましたけれども、途中で12歳まで対象年齢が引き下げられたものでございます。

次のページのほうを御覧ください。(2)の接種券の発送でございます。接種券につきましては、6月28日月曜日です。次の週明けの月曜日に一斉発送をいたします。先ほど言いました12歳の

方は、12歳の誕生日が来ている方が対象ですので、間違わないように、これは、誕生日が来られた方に、その都度その都度、月次で発送をさせていただく予定でございます。

(3)の接種予約及び接種方法でございますけれども、基礎疾患を有する方は、かかりつけ医による個別接種を中心に予定しております。その他の一般の方は個別接種、もしくは集団接種、集団接種も休日等も含みますけれども、集団接種を現在調整している状況でございます。予約方法ですけれども、予約方法は、個別接種につきましては、これまでと同じように各医療機関のほうに直接御予約を頂く、集団接種の場合はウェブ予約、またはコールセンターを設置いたして、2つの方法で申込みの受付をさせていただく予定でございます。

(4)のスケジュールでございますけれども、高齢者接種のほう、先ほど申しあげましたように、7月末までで大体終わっていくだろうというふうに思います。だんだん高齢者の接種する方が、対象者が減ってまいりますので、併せてこのたび、一般の接種を並行で進めていくという状況になります。まず、個別接種というところが上から3段目にありますけれども、7月の最初の、①ですけれども、基礎疾患を有する方というふうに表記をしております。まず最初は、国が示す優先接種の基礎疾患を有する方の受付を、接種券が届き次第、申込みをしていただいて、優先的に接種のほうを開始していただきたいと思っております。また、基礎疾患を有しない一般の方につきましては、7月20日から受付を行う予定でございます。

下の黄色いところでございますけれども、コールセンター及びウェブの集団接種予約の体制整備でございますけれども、7月20日から、これも集団予約の受付を開始する予定でございます。ですが、これにつきましては、まだ日程等が公表できない理由といたしまして、ワクチンの供給がほぼ見込んでおりません。高齢者接種の残数分と、今、7月で頂くのが、5,000人分ぐらいをめどで県のほうからは通知を頂いているところでございますけれども、それ以降の予約が立てられないことから、接種人数の確定ができないこともありまして、これは、ワクチンの供給量の見込みが立った時点で順次、日程等を調整させていただいて、ウェブ申込みを希望される方につきましては、ウェブのほうでの通知を想定しております。また、各医療機関のほうとも、接種人数の調整のほうはさせていただく予定でございます。

集団接種のところで1つ、7月10日、11日のところで、学校関係職員、保育施設職員等というところが7月の頭からあると思っておりますけれども、これは、一般の中での優先接種として、この間、御説明いたしましたようにクラスター、そういったことを防止する観点から、優先的に学校、保育所、警察職員、こういったところを10日、11日で第1回目の接種、2回目が7月31日と8月1日になりますけれども、中央病院のほうでの集団接種のほうを予定しております。

下の市民への周知でございますけれども、広報みよし等で、広報では随時、これにつきましてはの情報提供を行ってまいります。また、市ホームページにつきましても、状況が分かり次第、掲載、日次で行ってまいります。あと、市の公式のSNS、ケーブルテレビ、音声告知等、必要に応じて情報発信をしていく予定としております。

下の5ですが、三次市独自優先接種、先ほどちょっと御説明をさせていただいたんですけども、対象が学校教職員、それから保育施設関係職員、警察職員というふうに記載をしております。会場



は、三次中央病院の1階のロビー等を利用して実施をいたします。日時は7月10日、11日、2回目が7月30日と8月1日。対象者でございます。詳しく御説明いたします。市内の市立小・中学校の教職員、②が市内幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援センター、こども発達支援センター、③が市内の放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後児童デイサービス、④が市内の県立中学校と3つの県立高校の関係者を優先接種として行い、今現在、名簿の取りまとめを実施しているという状況でございます。

6でございますけども、先ほども言いましたが、優先接種以外の集団接種についてはまだ未定でございます。これは、決まり次第、皆様のほうにお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

以下、参考というところは、これはももとの接種対象者の見込みをするもので、実数とはちょっと異なるものでありますので、一応参考数値として御覧を頂きたいというふうに思います。

それでは、三次市の今の現状と今後の予定につきましての説明とさせていただきます。

○鈴木委員長 それでは、質疑をお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 お疲れさまです。大変市民の皆さんからも、三次市はワクチン接種、順調に進んでいるよねというふうにお褒めの言葉といたしますか、そういった声をたくさん聞きます。

その中で、一般質問でも多々質問がありましたけれども、まず1点聞きたいのが、28日から12歳から64歳の接種券を発送しますというお話でありましたけれども、基礎疾患を持たれている方で、一般質問の中の答えであった中で、この件はどうなんだろうというふうにちょっと疑問に思ったことが1つあったのが、予診票を持って、市外のかかりつけ医がある方、そこで接種が可能だというふうにお伺いをいたしました。これは、12歳から64歳の方に限って、予診票を持っていけば、かかりつけ医が市外の方でも大丈夫なのか、これが65歳だったらどうなのかなというところが1つ、気になりました。65歳以上でも、それが可能なのかどうかということ。

あと、もう一点聞きたかったのが、これは、まだ発表になって間がないのであれですけど、メキシコから野球の事前合宿が三次へ来られるということが発表になりました。7月23日からということでありましたけれども、これを、受入れをする民間、そして、市の職員さんも携われる方がおられるのではないかとこのように思っております。先ほどのスケジュールの中には、その辺のことがまだ具体には載っておりませんでしたけれども、これについて、どのような対応になるのかお聞かせいただきたいと思っております。

以上、2点。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 基礎疾患のある方の対応ということでの御質問でございますけども、65歳以下での区分はございません。ただ、御説明をさせていただいたように、かかりつけの医療機関が接種ができる医療機関かどうかというのは、これは当方では不明なことではございまして、あくまで本人の方からかかりつけ医の方に御相談されて、私は打っていいのかねというような相談をされて、打っていいと言われれば、これはもうどこでも打てるものですので、かかりつけ医に行かなくて

も打っていただけます。それが、対応していただける医療機関であれば市外でも、そこで打つ必要があれば、かかりつけ医で打っていただくことができるということでございます。かかりつけ医の定義は、あくまで本人の申出ということになっておりますので、特に診断書とか、そういったものが必要なものではございません。

2点目の、メキシコのオリンピックの事前合宿につきまして、なかなかどうなるかということが分からない部分もありましたけども、協議のほうは担当部署のほうから頂いております、関係する宿泊、それから搬送、それと関係する職員、接する職員、それから施設管理者、その野球場とか、その職員の方については打っていただく必要がありますので、これについては打っていただくように準備のほうは進めさせていただきました。

また、併せて報告させていただきますと、例えば市の職員でも、集団接種に今後従事する必要が出てきます。そういった場合には、接種をしておくことが条件というふうに医師会との申合せをしておりますので、そういった担当する職員については、8月に向けて、今、優先的に接種のほうを進めているところです。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに質疑は。

徳岡委員。

○徳岡委員 ホームページ等で、逐次情報公開を本当に頻繁に行ってくださいっているので、その部分に関して、本当に情報公開の迅速さに感謝いたします。

質問なんですけれども、1つは、現在、中央病院で接種された医療従事者の方の副反応の情報はホームページで公開されていますが、現在進められている65歳以上の方、そして医療、福祉関係従事者の方のアナフィラキシーや副反応などの調査をもしされていまして、その調査の状況を教えていただけたらと思います。そして、それに対してどのように対応されているのか、されたのかということが分かれば教えていただけたらと思います。

また、厚労省から接種を強制したり、雇用形態により接種対象者を区別することのないようという通達が出ていますけれども、それぞれの医療関係の機関や、そして福祉関係機関に、どのようにそれを通達されているのか伺えたらと思います。

そして、最後なんですけれども、12歳以上の子供から、今度、集団接種の一般接種というものが始まるということなんですけれども、現在、三次市で12歳から16歳までの感染者は何人いて、そして重篤化した方は何人いたかというデータがあれば教えていただけたらと思います。

以上です。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 まず1点目でございますけれども、医療従事者及び65歳以上の方の接種を進めていく中での副反応のことでございますけれども、今、数件、健康推進課のほうにも御相談が寄せられたり、あと、医療機関のほうから県への副反応の報告ということで上がったものがございます。個別になりますけれども、そういった中で、やはり治療が、医療機関にかかる必要があった方などについては、健康被害の救済制度のほうについても御相談をお受けしまして、そういった制

度の説明のほうを個別でさせていただいているという状況になります。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 2点目の医療機関、介護事業所等への接種の有無による、そういった差別のことでございますけれども、これについても、厚労省のほうから通知が随時参ります。担当部署より適時、メール等で情報発信はしております。また、医療調整会議というものを備北地域で行っておりますけど、そういったところでも、やはり誹謗中傷の防止、そこを第一に挙げての取組を、それぞれの事業所等において対応していただいているというふうに思います。

それから、12歳から16歳のところの発生状況については、そういった細かい数字での公表というのは、県のほうはされておりませんので、10代とか20代とか、そういった形での公表しかされておりません。そのについては、正しい数値を現在持ち合わせておりません。また、症状についても公表された、そういった情報はございません。

それから、課長のほうから説明いたしました副反応の状況の中で、これまでの高齢者の方、打つた中ということですが、中央病院の場合は、職員として管理できておりますので、発熱とか疼痛とか倦怠感とか、それぞれ聞き取りを毎日行いまして、経過観察をして、報告をしながら取ったものでございます。一般の方につきましては、そこまでの管理ができておりません。15分から30分の経過観察をして、異常なければ帰っていただく、多少の痛みが出たりするのは当然報告が多くあると思いますけども、そこはまだまとめておりませんので、そういった資料がもし整いましたら、また皆さんのほうには適時提供のほうをさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 副反応に関してなんですけれども、具体的にこういう症状があったとか、こういうアナフィラキシーがあったということは、あまり把握、まだ統計を取っている途中ということかと思うんですけれども、地域に出てみると、やはりいろんな方から、15分以内には出なくて、夜、夜中から手が痛くなってとか、熱が出始めてというような、解熱剤を飲んだというようなことを、そう少なくはない件数伺うんですけれども、そして皆さん、副反応が心配だという声が、かなり私の周りでは伺えるんですけれども、こういった症状があったということをどこかに報告して、きちんとそういう統計が取れるような、副反応がこれだけあるんですよということが、統計が取れるような仕組みというものをつくっていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、そこを病院で、例えば1つペーパーをお渡しして、こういう反応があったというものをまた何かで吸い上げるような、データを取っておくような仕組みというものはつくれないでしょうか。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 こういったものの統計は、ある程度やはり実施機関等に絞って対応しないと、全ての方を対象としたサンプルというのはかなり取りにくいと思っております。また、先ほど申しましたように、中央病院のデータ、もしくは厚労省が公表しているデータにおきましても、ほぼやっぱり痛みが何かは、副反応に近いものは出る方が多いというのは、もうこれは公表されているとおりでございます。多くの方が翌日、翌々日仕事を休むとか、そういった状況は出ますので、その部分は出るという想定で、接種のほうは進めている状況でございます。アナフィラキシーという

ころですけど、申し訳ないですけど、三次市では、そこはまだ私のほうは聞いておりません。何万人、何十万人打てば、確率とすれば、1人、2人出る確率というのは、全国的な統計では示されておりますけども、現在、そこまでの状況は報告を受けていないというのが状況でございます。やっぱり肩が痛いとか、そういった局部的なこと、倦怠感、こういったものが多くあるというふうに思います。医療機関でそれを全て、例えば補償に当たるようなもの、本人さんの訴えによって、調査が必要なものについては、医師の診断等により、そういった接種の報告がされる、市のほうにされることになっておりますので、そういった事例については、今後、取りまとめができるものというふうに考えております。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 今、厚労省のほうでも統計が取られていまして、死亡された方というのが、まだ因果関係が認められてないものも、調査中というものも含めて275件あったということがホームページに掲載されてありますが、そういったこともあるので、とても副作用に関しては、1回目より2回目のほうがひどいんだということで、心配されている高齢者の方も多く、そして、若い人のほうが反応があるんじゃないかということで、このたび、一般接種になった場合に、すごく不安を抱えていらっしゃる方の声をよく聞きます。ですので、しっかりと副反応に関してのデータというものをオープンにして、公開しながら接種を進めていくという必要性もあるのではと思います。

そして、また、医療関係の方、そして福祉関係の方から聞きますと、やはり事業所の中で、あなたは打たなくてはいけないんだよというような圧力がどうしてもかかってきて、自分はちょっとアレルギーがあるので打ちたくないんだけどもという方がなかなか声を上げにくい状況にあるということも相談を受けていますので、その辺り、きちんと医療関係、福祉関係に、やっぱり本人の意思というものが、これは義務ではなくて、意思を大切にしなければいけないということをしかりと通達していただけたらと思います。

そして、最後に、12歳以上の子供のワクチンの接種なんですけれども、感染者は全国的に見てもすごく少なくて、そしてWHOも、18歳未満の子供には慎重になるようにというような通達も出ています。三次で12歳から18歳までの感染者数が少ないのであれば、やはりその辺りも、国は12歳からと言っていますけれども、地域性もあると思いますので、そこはきちんと、全部一辺倒にするのではなくて、しっかりと考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 本日の資料のほうにも添付しておりますけれども、来週から発送します64歳未満の方へのリーフレットの中にも、基本的には、予防接種については御本人さまの意思であるということも掲載しておりますし、12から15歳の方については、もちろんですけども、保護者の方の同意が必要ということで、細かくそういうふうな掲示もさせていただいているところですので、そこにつきましては、子供様と保護者の方の判断といたしますか、保護者の方の判断により、今、集団では実施の予定をしておりませんので、個別に接種を御判断いただくという状況になるかと思っております。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 医療、介護の職域の方に対しましても、改めて啓発のほうを繰り返して行いたいと思います。

また、18歳未満について、今、課長が御説明したとおり、やはり細心の注意を払いながら、こちらのほうにも記載のほうをさせていただいた状況です。今後、国のほうの通知等により対応はありますけども、あくまで任意ということで、そのところがありますので、逆に言えば、接種券を送らないとか、そういったこともできない、打ちたいという方がいらっしゃる時に打てなかったということになることもありますので、このたびは、接種券は発送させていただきますけども、そこについてはよく御本人さん、保護者の方で考えて、判断をしてくださいという内容としておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 徳岡委員。

○徳岡委員 ありがとうございます。そして、予防接種に説明書が添付されていたかと思うんですけども、ファイザー製は12歳からオーケーで、モデルナは18歳からしかということだったんですけども、ファイザー製のワクチンの説明書にも、16歳未満の人に対する有効性、安全性はまだ明らかになっていませんというものを皆さんにお配りされていることもあると思いますし、そして、そこにも、現時点では感染予防効果は明らかになっていませんということも明記されていますので、やはりこれは、子供たちに接種するという場合は本当に慎重にならなくては、まだ治験が進んでいない状況もある中で、10年、20年、その後、何が起こるか分からないので、やはりこれを送って、考えてくださいという状況では本当に、反対に命を守れないことにつながる可能性もあるので、そこは説明や、そして対象の年齢を考えていただく必要があるのではないかと思いますけれども、引き続き御検討をお願いします。要望です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

増田委員。

○増田委員 皆様の、関係者の御努力で早めに進んで、ありがたいと思うんですが、その中で、今日、新聞にも出ていたんですが、接種の目標時期は、三次は10月、ほかの市は9月とか出ています。もちろん競争をするというわけではないんですけど、やはり市民の方から、一日でも早く接種をしていただきたいという声もありますので、その中で、集団接種についてなんですけど、もちろん薬剤入荷次第にはなるとは思いますけど、比較的7月あたり、オリンピックの関係等で祝日とかもありますので、中央病院さんのほうがお休みの日もあるんで、その辺を考えていらっしゃるのか、もちろん入荷次第でありますけど、ただ、入荷のほうも、大規模接種の例を見ると、急に入ってきて、急に打てるようになって、多めに入ってきたとかということもあるんで、そういうこともあり得るのかもしれないんで、祝日等で準備をされる考えはないのか。

また、中央病院で実施されるということですが、場所は中央病院なんですけど、される関係者自体も中央病院の職員さんなのかということをお伺いしたいのと、もう一点、児童生徒、特に中学校、高校生あたりになるとは思いますけど、声によっては、ちょっと早めに打ってほしいという声もあるんですけど、やはり学校に行きながら打つというのはしんどいという声もありますので、夏休み中に対

応をしていただくことはできないのか、もちろん希望者だけですけれど、希望者にはしていただけないのか、以上、2点についてお伺いします。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 まず、1点目でございますけれども、時期につきましては、できるだけ早く対応していきたいと考えております。確かにワクチンの供給の状況というところがどうしても、皆様に声をかけて、ワクチンがそろわないということがないようにというところで、慎重に進めてきておりまして、今のところ、8月以降の日程で調整をさせていただきたいと思っております。

また、個別接種は、7月20日から基礎疾患でない方は予約が可能になってまいりますので、個別接種のほうと併用しながら、もし早めということでありましたら、医療機関によっては予約が可能なところもございますので、そちらのほうでの接種というのも1つ可能になろうかと思っております。

また、夏休みの対応でございますけれども、確かに8月からのスタートになりますと、夏休みを過ぎてということがあろうかと思いますが、何とか休日のほうで接種をしていただくというスケジュールを示させていただきましたら、御予定を合わせていただけないかなというふうに考えているところです。

また、接種のスタッフにつきましては、中央病院の職員、スタッフの方に御協力を頂くという予定になっております。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 中央病院の職員さん、スタッフがされるということになりますと、これから7月、8月、9月と続いていくと、職員さんも非常に多忙になる可能性もあられますので、その点で、職員さん以外の応援、例えばよそでしたら歯科医師さんとか救急救命士さんとかいう部分で、応援いただいている部分もあるので、少しでも早く進めるために、その辺りの応援を頼まれるお考えはないのか。

それと、もう一点、先ほど祝日のことを言わせてもらったので、逆に、開業医さんのほうは、祝日になるとお休みのパターンも多いので、休みが続くと比較的進みにくい、その反面、休み以外で一般の患者さんの診療もあるという点もあるので、その辺、集団接種をちょっと早めに考えていただきたいなと思います。

それと、もう一点、開業医さん、個別接種を推奨するということでしたが、どうしてもやっぱりそれぞれの医療機関に行くに当たって、医療機関同士のアンバランスというのがかなり出るんじゃないかと思われるんですが、その点、高齢者はかかりつけ医が割といらっしゃるんで、それはいいんですが、若い人だと、それが比較的少ないんで、片っ端から電話をしていくというような状態になって、早いところへお願いするというようなことになるんじゃないかなと思って、危惧するんです。それは、電話するほうも大変ですし、電話を受けられる医療機関さんのほうも大変なので、その辺を何かうまくバランスよく、例えばホームページで1週間ごとの予約状況を示すとか、医療機関さんとか接種される方の負担にならないような対応を考えておられるのかについてお伺いします。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 医療機関の予約状況につきましては、ワクチンナビという厚生労働省が作成していますシステムがございまして、そこを、市のホームページのほうにもリンクさせていただいておりまして、そこで予約状況が丸、予約が可能であれば丸とか三角とかいうものが表示されるようになっております。こちらの啓発のほうはまだ行き届いていないのかなと思いますので、今後、啓発のほうに努めてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 集団接種等に当たるスタッフの件でございますけども、取りあえず、今、中央病院で行うことについて、中央病院の協力というふうに説明申し上げましたけども、これは、市内の医療機関の方、そういった方へも協力の有無の調査というのは、医師会さんのほうでもしていただいていますので、必要に応じて、そういった体制のほうは組めるように調整を頂いているところでございます。中央病院のほうは、あくまでこれは勤務命令ではなくて、市がする集団接種への手挙げ方式として実施をさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかに。

新田委員。

○新田委員 まず1点目、感染、ウイルスの発生状況を伝える、大いにいいと思うんですけども、県もだんだん中身が薄くなっていますよね。私、一番気になるのは、三次市のホームページへ、患者累計116人と載ったまんまで、前から言っているんですけど、じゃ、退院何人と載せんと、市民の不安はなかなか取れん、これが何とか載せてもらえませんか。だって、県は毎日中国新聞に累計何人、退院何人、治療中何人と出とる。市もそれを載せないで、市民の不安は、累計の数字だけあっても、累計116、退院116というて載ったら安心するじゃないですか。1つ、それが1。なぜできないか、何とかしてもらえないかが1。

2、個別接種の継続ということなんですけど、先ほどもあるんですけど、各医院さんに頑張っているんですけども、これについての、これまでのところの大きな課題はなかったのか。

それから、休日開いてやっておられる機関がたしか35ですよ。34、1個落ちたんでしたかね。休日も開いたよというのがどれぐらいあったのか。

それから、集団接種で、学校、保育、警察関係者が先行でというのは大いにいいと思うんですけども、2回の期日が示されていますけど、これに、1回は中央病院の集団を受けたけど、2回目が熱を出して無理だった、あるいは逆もあるかもしれませんよね。それらの学校、保育、警察関係者の1回目、2回目がずれたり、駄目だったりしたときの対応はどうか。

それから、メキシコの合宿なんですけども、今、関係者の接種は、多分もう1回目は済んでいると思うんですけど、22から27、8ぐらいの間ですよ。この間の、いわゆるバブルという言い方をしよったですね。泡の中へ入れるんだということだろうと思うんですけど、の中で、運動公園の使用に当たってのバブルはどう引いてってんですか。陸上競技場もあれば、運動広場もあれば、公園もあるところは、間に土日が1回ありますよね。私、多分計画だったらそこは、北部リーグとかトレセンとかというのが入るのは、あれはなしにするのか、いや、どこか規制を引くのか。練習期間

中のバブル対応は、具体的にどのようなことをなされるのかというのをお願いします。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 まず、1点目の患者累計が116人ということで、入退院とかの状況が不明ということでございますけれども、大変申し訳ございません、今までも回答してまいりましたとおり、個々のケースの方が、その後の経過につきましては、当初の公表以外のものは、市のほうに県から公表されていないという状況がありまして、市のホームページ上では公表ができないということになっております。

それから、2つ目の個別接種の課題でございますけれども、これにつきましては、先ほどほかの委員さんもおっしゃられましたように、各医療機関によって、予約者数が少し偏りがあったりとかいうところの調整が、なかなか市のほうで難しかったというところは課題としてあろうかと思えます。今後、集団接種を一般の方にはしてまいりますので、その辺りが、集団接種が調整弁になりまして、できるだけ均等に、全体的に進むという形に調整をできればというふうに考えております。

また、休日に接種を行った医療機関につきましては、かなり土曜日とか木曜日の午後でありますとか、本来の休診日のところで接種をされている医療機関様のほうが、ちょっと数えただけでも、4分の1程度はいらっしゃるのではないかと把握をしております。4分の1程度の医療機関様のほうで、そういった御協力を頂いているものと思っております。

また、優先接種の保育士や教職員の方の2回目が難しかった場合ですけれども、日にちがあんまり、3週間を超えないところで、2回目につきましては、個別の医療機関でもファイザー社製で同じものを行っておりますので、個別の先生と調整をしていただきながら、1回目は中央病院で打たれて、どうしてもやむを得ず2回目がということで、日程が合わなかった場合は個別接種のほうで、合わせて1回、2回と打っていただくという形になろうかと考えております。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 メキシコのオリンピックの事前合宿につきまして、大変申し訳ないんですけども、そこまでのガイドライン等、私のほうでは詳しく確認はしておりません。ただ、バブル方式ということで、外部との接触をさせない、例えば宿泊施設でも階とか施設とか、そういった形での一般の方、関係者以外の方との接触を避けるという対応は、ガイドラインでしっかりと構築されているというふうに伺っておりますので、そこのチェックのほうはもう一回私のほうも確認をしてみたいというふうに思います。申し訳ありませんが、三次市自体の対応ということについて、確認はしておりません。ただ、施設とかは使った後の消毒をしたり、使用したバスとか、それぞれホテルの清掃とか、そういったものを全てマニュアル化というふうに聞いております。

○鈴木委員長 新田委員。

○新田委員 しつこいようですが、いい情報はどんどん出すべきですよ。引き続きの御努力をお願いしたいということが1点と、もう一点、先ほどの学校、保育、警察の、1回受けて、もう一回が駄目だったら個別接種対応ということですよ。ただ、学校、特に高校というか、市外の者もいっぱいおるんですけど、それらは接種券等で、いつどこで受けてというのが、ちゃんと行政間で引き継がれていくというふうに思っているんでしょうかというのが質問です。



それから、メキシコについて、バブル方式というのが、こういうふうにはバブルせえというのは、例えば運動公園を管理するところにはどこから、こういう方法でやれとかいうのは行くんでしょうか。県から、オリンピック委員会とか、競技場はこういうふうにするべきだとか、出入りはこうだとかいうようなのは、どこが指示とかいうか、こういうふうにはやりなさいということになるんでしょうか。いや、運動公園、野球場、陸上競技場、広場があって、それで、一般市民も入れる芝生広場みたいなのは、一切シャットアウトしてやれなのか、「いや、運動広場は使っていていいですよ、でも」とかいうような、ちょっとそれ、気になるんですよ。多分、普通に行つての人もおるし、私の持っている日程表では、あそこの土日、広場を使う予定が入っているんです。どうなんですか。そこは、どこが指示したり、送ったりするんでしょうか、バブルのやり方。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 大変申し訳ございません。本市での対応等、私は、実は具体的にそこまで、先ほど申し上げましたように、確認をしております。地域振興部のほうで確認をさせていただきたいと思いますので、大変申し訳ございません。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長、今の、担当所管の地域振興のほうの回答を、もしよろしかったら、寄せていただければ、皆さんが安心されるかなど。後、終わってからで。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 今のは、ペーパーか何かで資料提供でよろしいということでしょうか。

○鈴木委員長 はい。できればそれをお願いします。

○牧原福祉保健部長 そのようにさせていただきます。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 先ほどの、教職員の先生が1回目を集団で、三次会場で打たれまして、その方が市外在住の方ということになりましたら、その市町が発行します接種券が届いていると思います。それを今回の会場にお持ちいただくんですけれども、それで、2回目がまだ接種ができていないということでしたら、お住まいの市町の医療機関とか、市町のほうに御相談いただきまして、2回目の接種の調整を、個別になりますけれども、ここで調整していただいて、接種していただくということになろうかと思えます。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 このたびの教職員の先生方等の優先接種につきましては、事業所単位の中での感染対策ということがございますので、市外にお住まいの方についても集団接種を受けていただいているという状況がございます。

○鈴木委員長 ほかに。

増田委員。

○増田委員 補足で、先ほどコロナワクチンナビについて御説明があったんですが、その中で、ちょっと見させてもらったら、2か月程度更新されてない医療機関さんもいらっしゃいますし、1か月更新されてないのが幾ばくかあるんで、その辺の実効性ですよ。これを小まめに更新していただかないといけないのではないかと思いますので、その辺りの対応について、ちょっとお考えをお

伺います。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 おっしゃられますとおり、最新の情報というのが必要になってくるかと思っておりますので、実は、健康推進課のほうから毎日医療機関様のほうと色々な情報のやり取りというのをさせていただいておりますので、その中でも再度医療機関の方へ御協力のほうをお願いしまして、更新のほうを、新しいものにしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 時間がオーバーしていますが、2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目が、介護従事者の方で、全く健康でかかりつけ医にかかっておられないと、その方が個別接種で医療機関へ行かれたら、個人の病院ですね。そういうかかりつけ医の証明がないと接種できませんというて断られて、市役所の部署へその事業主の方が電話をされて、市の診療所で受けることになったという事例があります。こういう点の通知というか、徹底はどういうふうに行われているのか。

また、もう一点は、これは今回の資料の中にはありませんが、職場接種で問合せを受けたんですが、他の市町へ出ていて、その会社が1,000人規模、職場接種を検討し、アンケートを取っておられて、国への申請になるらしいんですけど、その場合、職場で受けるのを優先したほうがいいのか、三次市で個別、案内が、接種券が来たのを、三次市を優先すべきかという問合せがありまして、その会社の総務部の担当者の方へ電話したら、職場接種がもし実施されれば、私の会社で受けられても結構ですという担当者の返答があったんですが、その点は、市としてはどのようにお考えか伺います。

○鈴木委員長 富野井健康推進課長。

○富野井健康推進課長 まず、1点目の介護従事者の方のお話でございますけれども、大変申し訳ございませんでした。各医療機関様のほうには毎日、先ほど申し上げましたように、メールで色々な情報提供をして、介護従事者の方で予診票をお持ちの方は接種をお願いしますということで、御連絡はしていたところでございますけれども、そういった周知が、市のほうがまだ不十分なところがございまして、個別に、恐らくその断られたという方につきましては、御案内を差し上げたという状況がございました。

次、2点目の職域接種と市の接種でございますけれども、職域接種のほうがもし先行して行われているということでしたら、早く接種を御希望の場合は、そちらのほうを優先して接種をしていただければと思っております。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 その前の質問で、私のほうの御説明のところでは修正というか、補足させていただきます。

さっき、オリンピックのバブル方式等のガイドラインにつきまして、提出しますというふうに、私のほうが申し上げましたけれども、担当部局のほうと協議をさせていただいた後に、それについ

てまた御説明させていただければというふうに思います。申し訳ございませんでした。

それから、先ほど課長から申しました職域接種等の、いろいろ考え方の中で、市はどう判断するのかということですが、おとといからいろいろ、皆さんもニュース等を見られて、ワクチンがなくなったから停止するとか、いろいろと情勢が毎日変わる状況でございます。議会の一般質問のほうでも答弁いたしましたけども、国が進める職域接種、それから県が実施する大規模接種、また、自治体が行う住民接種、今、こういった方法で進めておまして、とにかくワクチンの確保が一番重要になっておりますので、接種を希望される方で、接種する機会があれば、そこでとにかく早く受けていただくということは、やはり市行政のほうからは皆様をお願いをしたいという部分でございます。また、市内というか、市民の方にも、早く接種が進むような体制ということで、市のほうもいろいろと県や国、また、地域の関係団体の方とも相談させていただきながら、どのような方法が取れるか、今、協議も進めております。そういったところも分かり次第、皆様のほうにも情報提供させていただきますので、そういった接種の多様化へ、皆様のほうもいろいろと選択していただければというふうに思います。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 ほかに皆さんから何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後0時16分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月25日

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 深由希